

キャッシュカード規定（法人用） 新旧対照表

変更後	変更前
<p>1.（この規定の取引における契約の成立） 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとする。</p> <p>2.（カードの利用） （略）</p> <p>3.（預金機による預金の預入れ） （略）</p> <p>4.（支払機による預金の払戻し） （略）</p> <p>5.（振込機による振込） （略）</p> <p>6.（自動機利用手数料等） （略）</p> <p>7.（代理人カード） （略）</p> <p>8.（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い） （略）</p> <p>9.（カードによる預入れ・払出し金額等の通帳記入） （略）</p> <p>10.（カード・暗証番号の管理等） （略）</p> <p>11.（偽造カード等による払戻し） （略）</p> <p>12.（盗難カードによる払戻し） （略）</p> <p>13.（カードの紛失、届出事項の変更等） （略）</p> <p>14.（カードの再発行等） （略）</p> <p>15.（預金機・支払機・振込機への誤入力等） （略）</p> <p>16.（解約、カードの利用停止等） （略）</p> <p>17.（譲渡・質入れ等の禁止） （略）</p> <p>18.（規程の適用） （略）</p> <p>19.（規程の変更等） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前 2 項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>1.（カードの利用） （略）</p> <p>2.（預金機による預金の預入れ） （略）</p> <p>3.（支払機による預金の払戻し） （略）</p> <p>4.（振込機による振込） （略）</p> <p>5.（自動機利用手数料等） （略）</p> <p>6.（代理人カード） （略）</p> <p>7.（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い） （略）</p> <p>8.（カードによる預入れ・払出し金額等の通帳記入） （略）</p> <p>9.（カード・暗証番号の管理等） （略）</p> <p>10.（偽造カード等による払戻し） （略）</p> <p>11.（盗難カードによる払戻し） （略）</p> <p>12.（カードの紛失、届出事項の変更等） （略）</p> <p>13.（カードの再発行等） （略）</p> <p>14.（預金機・支払機・振込機への誤入力等） （略）</p> <p>15.（解約、カードの利用停止等） （略）</p> <p>16.（譲渡・質入れ等の禁止） （略）</p> <p>17.（規程の適用） （略）</p>

以 上